

山形県建設工事共同企業体運用基準

この基準は、建設工事の発注における建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の適正な活用を図るため、共同企業体の結成方法及び活用方法等の基準を定めることを目的とする。

第1 共同企業体の種類

(1) 特定建設工事共同企業体

大規模工事であって技術的難度の高い工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、工事ごとに結成する共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）

(2) 経常建設工事共同企業体

中小・中堅企業の振興を図るため、優秀な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成される共同企業体（以下「経常共同企業体」という。）

(3) 復旧・復興建設工事共同企業体

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の建設業者の施工力を強化するために結成される共同企業体（以下「復旧・復興共同企業体」という。）

第2 特定共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。ただし、その規模が特に大きく多数の工種にわたる等の事由のある建設工事で、技術力を結集する必要があると認められるときは、4社までとすることができるものとする。

(2) 組合せと結成方法

① 発注工事に対応する工種別の有資格業者（山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項に規定する建設工事の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者をいう。以下同じ。）のうち経常共同企業体、復旧・復興共同企業体及び協同組合等でない者（以下「単体業者」という。）による組合せであり、かつ、原則として最上位等級に格付けされた有資格業者のみの組合せであること。

② 組むことのできる有資格業者の範囲（県外建設業者（県外に主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に該当する者を置く営業所をいう。以下同じ。）を有し、県内に営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号の専任技術者を配置する営業所をいう。以下同じ。）等を有するものに限る。）同士、県外建設業者と県内建設業者、県内建設業者同士の別）は、工事ごとに定める。

③ 組合せは、工事ごとに、有資格業者による自主結成により行うものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

① 全ての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、イについて

は構成員のうちの一部のものが当該要件を満たせば足りるものとする。

イ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があるか、又は当該工事の同種工事を施工した経験があること。

ロ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、特定建設業の許可を有しており、許可を有してからの営業年数（法人が合併したとき及び営業の譲渡が行われたときであって別に定める入札参加資格の承継基準を満たす場合にあつては、従前の期間と通算した年数）が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合は、許可を取得してからの営業年数が5年未満であってもこれと同様に取り扱う。

ハ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること（専任特例の場合（建設業法第26条第3項ただし書きの規定による場合又は同法第26条の5第1項の規定による場合のことをいう。以下同じ。）はこの限りではない。）。

② 工事の適正な施工を確保するために必要と認める場合は、工事ごとにその他の技術的要件を付すものとする。

(4) 出資比率要件

全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(5) 代表者要件

代表者は、原則として他の構成員より大きな施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は他の全ての構成員の出資比率以上であるものとする。

第3 経常共同企業体

(1) 構成員の数

構成員の数は2又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5社までとすることができるものとする。

(2) 組合せ

① 有資格業者（第5(2)の資格審査の時点において競争入札参加資格審査申請が既になされており、名簿に登載される見込みであるものを含む。）のうち法人格を有する県内建設業者（単体業者に限る。）同士の組合せであること。

② ①の有資格業者は、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社であること。

(3) 構成員の技術的要件等

全ての構成員が、次に掲げる要件を満たすものとする。

イ 入札参加資格審査申請を行う工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有してからの営業年数（個人が法人を設立したとき、法人が合併したとき及び営業の譲渡が行われたときであって別に定める入札参加資格の承継基準を満たす場合にあつては、従前の期間と通算した年数）が3年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が3年未満であってもこれを同等として取り扱う。

ロ 入札参加資格審査申請を行う工事と同種工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、同種工事について下請として一定規模以上の施工実績を有しており、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、元請としての施工実績がない構成員であってもこれと同様に取り扱う。

ハ 入札参加資格審査申請を行う工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者が存し、専任を要する工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場に専任で配置することができること（専任特例の場合はこの限りでない。）。

(4) 出資比率要件

全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員が決定した者とする。

第4 復旧・復興共同企業体

(1) 構成員の数

構成員の数は2又は3社とする。

(2) 組合せ

① 有資格業者（第5(3)の時点において競争入札参加資格審査申請が既になされており、名簿に登載される見込みであるものを含む。）のうち同程度の施工能力を有する単体業者同士の組合せとし、被災地域に主たる営業所を有する者を少なくとも1社含むものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

全ての構成員が、次に掲げる要件を満たすものとする。

イ 入札参加資格審査申請を行う工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有してからの営業年数（個人が法人を設立したとき、法人が合併したとき及び営業の譲渡が行われたときであって別に定める入札参加資格の承継基準を満たす場合にあっては、従前の期間と通算した年数）が3年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が3年未満であってもこれを同等として取り扱う。

ロ 入札参加資格審査申請を行う工事と同種工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、同種工事について下請として一定規模以上の施工実績を有しており、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、元請としての施工実績がない構成員であってもこれと同様に取り扱う。

ハ 入札参加資格審査申請を行う工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者が存し、専任を要する工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場に専任で配置することができること（専任特例の場合はこの限りでない。）を原則とする。

(4) 出資比率要件

全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(5) 代表者要件

代表者は、原則として被災地域に主たる営業所を有する者で、構成員が決定した者とする。

第5 共同企業体の審査、格付等

(1) 特定共同企業体

- ① 県は、特定共同企業体を競争入札に参加させようとするときは、あらかじめ構成員の組合せや技術的要件等を公示し、これにより入札参加希望者に資格認定の申請を行わせるものとする。
- ② 県は、①の申請を行った特定共同企業体について、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として認定するものとする。なお、特定共同企業体の格付は、原則として各構成員が付与されている格付のうち最上級の格付をもって、当該共同企業体の格付とする。
- ③ ②による認定及び格付は、対象となった工事についてのみ有効とする。

(2) 経常共同企業体

- ① 県工事の競争入札に参加しようとする経常共同企業体は、競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（申請書—1 経常JV）に、次に定める書類を添えて、規則第125条第4項に規定する期間内に県に提出するものとする。
 - イ 構成員の経営事項審査結果通知書の写し
 - ロ 共同企業体協定書の写し（経常建設工事共同企業体協定書（甲）」を標準とする。）

ハ その他知事が必要と認める書類

- ② 県は、①の申請を行った経常共同企業体について、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として認定するものとする。なお、経常共同企業体の格付は、各構成員における建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の評定値の合計数値又は平均数値により算出した数値（算定方法は昭和37年11月27日付け建設省発計第79号建設事務次官通達中の共同企業体の資格審査要領2（以下「経常共同企業体資格審査要領」という。）による。）により行うものとする。

また、当該経常共同企業体について、適切な施工力を備え、かつ、継続的な協業関係が確保されると認められる場合には、上記により算出した数値に、当該数値の10%に相当する点数（その点数に小数部分があるときは、これを切り捨てた点数）を加算できるものとし、加算後の数値により格付を行うものとする。

- ③ 一の有資格業者が県に入札参加資格審査申請できる経常共同企業体の数は、一とする。

(3) 復旧・復興共同企業体

- ① 県工事の競争入札に参加しようとする復旧・復興共同企業体は、競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（申請書—2 復旧・復興JV）に、次に定める書類を添えて、原則として規則第125条第4項に規定する期間内に県に提出するものとする。ただし、当該期間外に復旧・復興共同企業体が結成される場合があることを踏まえ、随時の申請を妨げない。

イ 構成員の経営事項審査結果通知書の写し

ロ 共同企業体協定書の写し（「復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）」

を標準とする。)

ハ その他知事が必要と認める書類

- ② 県は、①の申請を行った復旧・復興共同企業体について、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として認定するものとする。なお、復旧・復興共同企業体の格付は、各構成員における建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の評定値の合計数値又は平均数値により算出した数値（算定方法は経常共同企業体資格審査要領による。）により行うものとする。
- ③ 一の有資格業者が県に入札参加資格審査申請できる復旧・復興共同企業体の数は、一とする。ただし、営業区域や結成する工種を異にしている等、継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと認められる場合に限り、三までとすることができる。

第 6 共同企業体の対象工事

(1) 特定共同企業体の対象工事

- ① 特定共同企業体の対象工事は、大規模な工事とし、設計金額が 5 億円以上の工事（ただし、技術移転を図る必要がある工事にあつては別に定める工事）とする。

なお、特定共同企業体の対象工事については、単体業者等も入札に参加させることができることとする（以下、特定共同企業体での参加か単体業者としての参加かを有資格業者が自由に選択できる入札を「混合入札」という。）。

- ② 大規模かつ技術的難度が高い工事であつて、概ね次に掲げる工事にあつては原則として入札参加者を特定共同企業体に限定して競争入札を行う。

- 1) 橋梁上部工工事、トンネル工事及びダム工事
- 2) 設計金額が概ね 20 億円以上（特殊な仕様、工法等が必要とされるものについては、概ね 10 億円以上）の建築一式工事
- 3) 設計金額が概ね 10 億円以上の電気工事、管工事等の建築設備工事

- ③ 混合入札においては第 2 (2)①の規定にかかわらず、特定共同企業体の代表者以外の構成員が最上位等級以外の等級であっても、次に掲げる条件を満たす場合には入札に参加させることができるものとする。

特定共同企業体の結成後に、経常共同企業体資格審査要領の算定方法に準じて計算された数値が単体業者等に入札条件として付された総合点数以上であること。

(2) 経常共同企業体の対象工事

経常共同企業体が競争入札に参加できる工事は、当該共同企業体が第 5 (2)により格付された等級に対応する工事規模の工事のうち、経常共同企業体の各構成員が構成員としての資格審査によって格付された等級のうち最上位の等級に対応する工事規模以上の工事とする。

(3) 復旧・復興共同企業体の対象工事

復旧・復興共同企業体が競争入札に参加できる工事は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定された災害その他の特に激甚な災害からの復旧・復興工事とし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される工事及び特定共同企業

体の対象工事を除く。

第7 その他

(1) 経常共同企業体又は復旧・復興共同企業体の名簿への登載

- ① 経常共同企業体又は復旧・復興共同企業体の名簿への登載に当たっては、当該経常共同企業体又は復旧・復興共同企業体が登載を希望する工種のみを登載するものとする。
- ② 経常共同企業体の構成員である単体業者は、①により登載された工種については、単体業者としては入札に参加できないものとする。

(2) 二重指名の回避

- ① 指名競争入札において、同一業者を、単体業者、経常共同企業体又は復旧・復興共同企業体のうち同一または複数の形態をもって同時に指名しないものとする。
- ② 一般競争入札における公告においては、同一業者が、単体業者、経常共同企業体又は復旧・復興共同企業体のうち同一または複数の形態をもって同一の入札に同時に参加できない旨の記載を行うものとする。

(3) 共同企業体の所在地

経常共同企業体又は復旧・復興共同企業体の主たる営業所は、代表者の主たる営業所にあるものとみなし、営業所はその他の構成員の主たる営業所にあるものとみなす。

(4) 工事施工における留意事項

- ① 建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約は、共同企業体の施工方式による形態により、次の要件を満たす場合に締結できるものとする。

イ 甲型共同企業体（共同施工方式）の場合

甲型共同企業体の下請契約は、構成員全体の責任において締結するものであるため、構成員のうち1社以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

ロ 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合

乙型共同企業体の下請契約は、構成員各自が締結するものであるため、当該構成員が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

- ② 下請契約の請負代金が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる場合における監理技術者の配置については、共同企業体の施工方式の形態により次のとおりとなること。

イ 甲型共同企業体の場合

代表者が監理技術者を、他の構成員が国家資格を有する主任技術者を専任で配置する（専任特例の場合はこの限りでない。）。

なお、復旧・復興共同企業体については、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者を専任で配置する場合（専任特例の場合を含む。）は、その他の構成員が配置する主任技術者又は監理技術者は専任を求めない。

ロ 乙型共同企業体

各構成員が監理技術者を専任で配置する（専任特例の場合はこの限りでない。）。

- ③ 共同企業体は工事を施工するに当たって、構成員全員による共同施工を確保するため請負契約締結時に別添編成表に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置などを記載した共同企業体編成表を提出するものとする。また、経常共同企業体又は復旧・復興共同企業体にあつては、共同企業体編成表の提出と併せて別添に準じ、出資の割合に関する協定書を提出するものとする。

附 則

- 1 山形県共同企業体運用基準（平成 8 年 1 月 1 日制定）は廃止する。
- 2 本基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 (1)の規定については、平成 17 年 4 月 1 日以降の競争入札参加資格に係る資格審査申請から適用し、それまでの間はなお従前の規定を適用する。
- 3 本基準の一部改正は、平成 28 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。
- 4 本基準の一部改正は、令和 3 年 3 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。
- 5 本基準の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。
- 6 本基準の一部改正は、令和 5 年 7 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。
- 7 本基準の一部改正は、令和 6 年 7 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。
- 8 本基準の一部改正は、令和 7 年 7 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

【申請書－１】

受付番号

業者番号

申請区分

新規/更新

競争入札参加資格審査申請書(建設工事)

年度において、貴県で行われる下記に係る競争入札に参加する資格
の審査を申請します。

記

入札参加資格：建設工事(経常JV)

年 月 日

山形県知事 殿

経常共同企業体の名称：

代表構成員：所在地
商号又は名称
代表者氏名

構成員１：所在地
商号又は名称
代表者氏名

構成員２：所在地
商号又は名称
代表者氏名

構成員３：所在地
商号又は名称
代表者氏名

構成員４：所在地
商号又は名称
代表者氏名

【申請書－２】

受付番号

--

業者番号

--

申請区分

新規/更新

競争入札参加資格審査申請書(建設工事)

年度において、貴県で行われる下記に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

記

入札参加資格：建設工事(復旧・復興 J V)

年 月 日

山形県知事 殿

復旧・復興共同企業体の名称：

--

代表構成員：所在地
商号又は名称
代表者氏名

構成員 1：所在地
商号又は名称
代表者氏名

構成員 2：所在地
商号又は名称
代表者氏名

〇〇共同企業体編成表

委員長〇〇〇〇（〇〇建設株式会社〇
〇）
委 員〇〇〇〇（〇〇建設株式会社〇
〇）
〇〇〇〇（〇〇建設株式会社〇〇）
〇〇〇〇（〇〇建設株式会社〇〇）

共同企業体運営委員会

共同企業体工事事務所

所 長〇〇（〇〇建設株式会社）

工務長〇〇（〇〇建設株式会社）

事務長〇〇（〇〇建設株式会社）

工務主任（班長）	
氏 名	会社名

事務主任（班長）	
氏 名	会社名

工務係	
氏 名	会社名

事務係	
氏 名	会社名

経常建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。
ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、引き渡した当該工事につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
 〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇経常建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印
 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。
ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がいるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった

場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、引き渡した当該工事につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
 〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印
 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印